



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 太平洋セメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福田 修二
(コード番号 5233 東証第 1 部、福証)
問 合 せ 先 総 務 部 長 荒木 誠一
(TEL 03-5531-7334)

過年度決算（個別）の訂正に関するお知らせ

このたび、当社が過去に公表いたしました当社個別決算において誤謬があり、これにより、当社の過年度決算の訂正が必要であることが判明いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、今回の訂正は当社個別決算について行われるものであり、連結決算数値への影響はありません。

記

1. 誤謬が判明した経緯

当社は、平成 10 年にゴルフ事業を完全子会社である株式会社清澄ゴルフ倶楽部（以下、「清澄」といいます。）に完全移管する方針を決定し、会員からの預託金を清澄に対し預け入れ、当社保有のゴルフ場資産を清澄に対し譲渡しました。当社の貸借対照表において、清澄に預け入れた預託金については、敷金及び保証金として約 133 億円を計上してまいりました（以下、「本件預託金」といいます。）。

その後、地価の著しい下落、ゴルフ事業の収益悪化により、平成 18 年 3 月期において、減損会計の強制適用に伴い、清澄が有する土地・建物等の固定資産につき約 103 億円の減損を実施したため、当該固定資産の簿価は約 30 億円となりました。

これに伴い、清澄は債務超過幅が拡大しましたが、当社は、会員から預かっている預託金を会員に返還し、清澄に請求しない限り、当社の清澄に対する本件預託金の返還請求権は発生しないと認識しておりました。そして、清澄の経営状態にかかわらず本件預託金につき貸倒引当金の計上を行う必要はないと考え、現在に至るまで、貸倒引当金の計上を行っておりませんでした。かかる会計処理にあたっては、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（以下、「当社監査法人」といいます。）に対しても毎期説明を行い、それに対し当社監査法人はこれまで特段異議を述べませんでした。また、当社は、当社監査法人から各決算において適正である旨の監査報告書を受領しておりました。

このような状況下、平成 25 年度に会員からの預託金の預託期間（10 年間）の更新期限を迎えるにあたり、会員の退会により減少した預託金について清澄への請求も見込まれたところ、当該請求分に見合う本件預託金については、清澄からの回収は困難と判断し、貸倒引当金の計上を行う方針で当社監査法人に相談しておりました。しかしながら、平成 25 年度の会計監査が行われていた平成 26 年 3 月、当社監査法人は当社に対し、本件預託金について上記のような取扱いではなく、平成 18 年 3 月期から貸倒引当金として約 103 億円を計上すべきであったと指摘するに至りました。

当社は、当社監査法人からの指摘に対し、外部の専門家を交え、当該指摘の妥当性等について検討した結果、過年度決算訂正を行うことが必要であるとの結論に至り、本日開催の取締役会において過年度決算を訂正することを決定いたしました。

なお、今回の誤謬に至った原因分析と再発防止策の策定を主な目的として、シティユーワ法律事務所の弁護士及び関口公認会計士事務所の公認会計士、計 12 名の協力を得て社内調査を実施しました。調査の範囲は、当社監査法人が指摘した上記の誤謬が発生した経緯及び原因の調査であり、その手法としては、社内及び社外関係者に対するヒアリング及び関係書類の精査を行っております。その結果、当社の故意による不正な会計処理の事実は発見されませんでした。

2. 影響額について

平成 18 年 3 月期における当社の個別損益計算書において、清澄に対する貸倒引当金 103 億 4300 万円を計上することにより、平成 18 年 3 月期の当期純損失（個別）が、227 億 2200 万円から、330 億 6500 万円に増加する見込みです。また、その後の清澄の純資産額の変動に合わせ、貸倒引当金を若干調整する見込みです。

なお、今回の訂正は当社個別決算について行われるものであり、連結決算数値への影響はありません。

また、当期業績（個別）については、会員の退会により減少した預託金に見合う本件預託金について、「1. 誤謬が判明した経緯」で述べたとおり貸倒引当金の計上を行う方針としておりましたが、今回の過年度決算訂正により当該貸倒引当金の当期での計上が不要となりますので、その影響も織り込んだ通期業績予想（個別）の修正を本日付で公表いたしました。

3. 今後の見通し

今回の過年度決算訂正により、当社は、平成 26 年 5 月 13 日を目途に、平成 21 年 3 月期以降の有価証券報告書の訂正報告書を提出するとともに、決算短信の訂正を開示する予定です。

4. 再発防止策

今回の誤謬が発生した経緯を踏まえ、当社は再発防止策として、次のとおり各施策を実行してまいります。

（1）決算等に関する知識の充実及び体制強化

会計処理上の誤謬が発生した原因の一つとして、非定型的取引に係る会計処理についての知識及び経験が必ずしも十分ではなかったことが挙げられます。年々高度化、複雑化する会計基準に対応していくため、計画的な外部研修の受講等を通じて、一層、知識の充実を図るとともに、体制の強化に努めます。

（2）経理部と会計監査人との意見交換の充実

新たな会計事象や発生頻度の少ない会計事象等特殊な会計事象については、随時会計監査人との意見交換を行い、誤った会計処理を行わないように努めてまいります。また、会計基準や実務指針の新設や改定等が行われた場合には、会計監査人と情報を共有するとともに、十分理解を深めた上で会計処理を行います。

（3）専門家等の活用

特殊な会計事象への対応、決算上の重要な検討事項への対応については、会計監査人のみならず、その他外部の専門家等の助言や経理部門以外の法務部門等の当社関係部署の見解等も参考にすることにより、今回のような誤謬を起こさない厳正な会計処理に努めてまいります。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様に対しましては、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上